

START

※地方厚生局管轄区域

北海道厚生局	北海道
東北厚生局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

運営する事業所の所在地は？

複数の市町村 | 全て同一の市町村

運営しているサービスは地域密着型のみ

YES | NO

届出先は当該市町村

事業所所在地がさいたま市、川越市、川口市、越谷市、和光市である

YES | NO

届出先は各市

事業所が複数の都道府県にある

複数の都道府県 | 全て埼玉県内

事業所が3以上の地方厚生局管轄区域※に所在している

YES | NO

届出先は厚生労働省老健局

届出先は本社が所在する都道府県

本社が埼玉県内→

届出先は埼玉県

届出先は埼玉県

埼玉県に届け出る場合の窓口は事業所の所在市町村を管轄する福祉事務所等(所管事務所)となります。【↓表参照】

※複数の管轄区域にまたがる場合は…

- 本社が所在する市町村を管轄する所管事務所に届け出てください。
- 本社が県外の場合には、事業所数が多い管轄区域の所管事務所に届け出てください。

【福祉事務所等の管轄区域】

(県庁)高齢者福祉課	蕨市、戸田市
東部中央福祉事務所	行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町
西部福祉事務所	所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
北部福祉事務所	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父福祉事務所	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町